なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である北海道知事が、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づき、平成11年11月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成25年12月に環境影響評価法等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による天然記念物であるヒシクイ、オジロワシ、オオワシ及びクマゲラ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサ等が確認されている。ヒシクイについては、計画路線周辺に生息地が存在しないことなどから影響はないとされている。オジロワシ、オオワシ及びクマタカについては、営巣が確認されておらず、計画路線の周辺に同様の生息環境が広く分布していることなどから、クマゲラ、オオタカ及びハヤブサについては営巣地が計画路線から離れていることなどから影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサルメンエビネ、クゲヌマラン及びクマガイソウ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が15箇所存在するが、このうち８箇所については発掘調査が完了しており、保存の必要な遺構等は確認されていない。起業者は、残る７箇所についても北海道教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、本件地域と北海道内の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークの強化を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第３級の規格に基づく２車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成11年12月10日に都市計画決定された都市計画と、車線数、のり面の形状等を除き、基本的内容について整合しているものである。なお、本体事業については、４車線の事業として都市計画決定されているところ、２車線の事業として施行するものであるが、支障物件数、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行することとされており、適切なものと認められる。

さらに、本件事業の施行に伴う市道及び普通河川の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、本件地域と北海道内の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークを早期に整備するとともに、一般国道５号は、一部区間において交通混雑が発生しているほか、自然災害による通行止めが行われていることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、小樽市長を会長とする北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　北海道小樽市役所

第６　収用又は使用の手続が保留されている起業地　北海道小樽市蘭島２丁目、忍路２丁目、忍路１丁目、桃内２丁目及び塩谷４丁目地内

○国土交通省告示第三百八十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
九州縦貫自動車道	熊本県八代郡氷川町大字柿添一四五番一まで	前	最大	（メートル）九九
鹿児島線	同県八代郡氷川町高塚字柿添一四五番四から同県八代郡氷川町高塚字柿添一四五番四まで	後	最大	（メートル）九九
宮崎線				一〇

○国土交通省告示第三百八十八号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
九州縦貫自動車道	熊本県八代郡氷川町大字柿添一四五番一から同県八代郡氷川町大字柿添一四五番四まで	平成二十六年三月二十九日
鹿児島線	同県八代郡氷川町大字柿添一四五番四から同県八代郡氷川町大字柿添一四五番四まで	平成二十六年三月二十九日
宮崎線	同県八代郡氷川町大字柿添一四五番四から同県八代郡氷川町大字柿添一四五番四まで	平成二十六年三月二十九日